

第2編 設備別編

第9章 水管理制御システム

第1節 直接測定による出来形管理

第2節 品質管理

第1節 直接測定による出来形管理

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	1 情報処理 設備 (1) データ処 理装置 (2) 表示記録 端末装置 (3) サーバ装 置 (4) 補助記憶 装置 (5) プリンタ (6) 時計装置	外 観	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
	(7) 入出力処 理装置	銘板記入事項	承諾図書の型式と一致していること。
		外 観	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
		構 造	承諾図書に示された形式、保護構造であること。
		寸 法	寸法は JEM1459 の盤寸法の許容差及び直角度の 公差以内であること。
		材質及び板厚	承諾図書に示された材質・板厚であること。
		取付器具	承諾図書に示された規格の器具が所定の位置に 適切な方法により固定されていること。
		配 線	承諾図書のとおり配線されているとともに接続 部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じ ていないこと。
		銘板記入事項	承諾図書と一致していること。
	2 監視操作 設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィ ックパネル 及びミニグ ラフィック パネル) (3) 警報表示盤	外観構造	1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	(4) 大型表示 装置 (5) 監視操作 端末装置	外観構造	1 (1) データ処理装置に準ずる。

判 定 の 方 法	摘 要
外観を目視により確認する。	[管理におけ る共通事項] 1 機器(装 置)の確認 及び試験 は、全数実 施するもの とする。 2 機器の管 理項目は、 標準的な構 造のものを 対象に設定 しているの で、管理で きない項目 がある場合 は別途協議 するものと する。
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
外観を目視により確認する。	
形式、保護構造を目視により確認する。	
外形寸法をスケール、直角度を直角定規等により測定する。	
材質・板厚が所定のものであることを確認する。 なお、材質についてはミルシートで確認する。	
取付器具の規格及び取付状態を目視、場合によりスケールにより確認する。	
配線状態を目視により確認する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。 ミニグラフィックパネルについては、構造及び銘板記入事項は除く。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作)	3 情報伝送設備 (1) テレメータ及びテレメータ・テレコントロール装置 (TM 及び TM・TC 装置) (2) 入出力中継装置 (3) 機側伝送装置 (4) 対孫局中継装置 (5) 孫局装置		1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	(6) データ転送装置 (7) 設定値制御装置 (8) スイッチングハブ (9) ルータ (10) メディアコンバータ		1 (1) データ処理装置に準ずる。
	4 雨水テレメータ及び放流警報設備 (河川管理用) (1) 雨水テレメータ装置 (テレメータ監視局装置及びテレメータ観測局装置) (2) 放流警報装置 (放流警報制御監視局装置及び警報局装置)		3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。

判 定 の 方 法	摘 要
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。 ユニット形構造の場合は、直角度の測定は除く。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	(3) サイレン装置 (サイレン制御盤)	外 観	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
		寸 法	寸法は JEM1459 の盤寸法の許容差以内であること。
	(4) 拡声装置 (音声増幅器)	銘板記入事項	承諾図書と一致していること。
	5 無線設備 (1) 無線装置 (2) 移動無線装置	外観構造	1 (1) データ処理装置に準ずる。
	(3) 無線中継装置	外観構造	1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	6 CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) 操作器 (3) カメラ制御装置	外観構造	1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	(4) カメラ装置	外 観	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
		構 造	承諾図書に示された保護構造であること。
		外形寸法	外形寸法は JIS B 0405 の V (極粗級) の寸法許容差以内であること。
		材 質	承諾図書に示された材質であること。
		銘板記入事項	承諾図書と一致していること。
	7 電源設備 (1) 直流電源装置 [DC12V 及び 24V]	外観構造	施設機械工事等施工管理基準、第 8 章電気設備、3 直流電源装置に基づき実施する。
	8 計測設備 (1) フロート式水位計 (ボテシヨ式) (2) フロート式水位計 (シノコ式) (3) フロート式水位計 (ゲジカ式)	外 観	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
		構 造	承諾図書に示された形式、保護構造であること。
		外形寸法	外形寸法が製造者規定値以内であること。
		材 質	承諾図書に示された材質であること。
		銘板記入事項	承諾図書と型式等が一致していること。

判 定 の 方 法	摘 要
外観を目視により確認する。	
外形寸法をスケールにより測定する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。 操作器については、構造、寸法、材質及び板厚、取付器具、配線は除く。	
外観を目視により確認する。	
目視及び製造者の試験成績書等により保護構造を確認する。	
外形寸法をスケールにより測定する。 なお、ドーム型は除く。	
材質が所定のものであることを確認する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
	計測機器の確認は製造者の試験成績書によることができる。
外観を目視により確認する。	
形式は目視、保護構造は目視及び製造者の試験成績書等により保護構造を確認する。 なお、雨量・雨雪量計は除く。	
外形寸法をスケールにより測定する。	
外形寸法をスケールにより測定する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作) (4) フロート 式水位計 (水研62型) (5) 圧力式水 位計 (半導体式) (6) 圧力式水 位計 (セラミック式) (7) 圧力式水 位計 (差動トランス式) (8) 圧力式水 位計 (水晶式) (9) 超音波式 水位計 (10) 電波式水 位計 (11) 電磁式流 量計 (12) 超音波式 流量計 (管路用) (13) 超音波式 流量計 (開渠用) (14) 圧力計 (15) 雨量及び 雨雪量計			

判 定 の 方 法	摘 要

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (<u>据付</u>)	1 情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 表示記録端末装置 (3) サーバ装置 (4) 補助記憶装置 (5) プリンタ	据付状態	1 承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付けられていること。 2 据付水平度等が許容値以内であること。 3 汎用デスクに設置される装置は耐震バンドで固定されていること。
		外観状態	1 変形、損傷していないこと。 2 取付器具及び収納機器が破損又は外れていないこと。 3 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 4 異物が混入していないこと。 5 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	(6) 入出力処理装置 (7) 時計装置	据付状態	1 承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付けられていること。 2 据付水平度等が許容値以内であること。 3 アンカーボルト等で堅固に固定されていること。 4 アンカーボルトねじ部の先端が、ナットの上からねじ山が2～3山以上(目安)確保されていること。
		外観状態	1 変形、損傷していないこと。 2 取付器具及び収納機器が破損又は外れていないこと。 3 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 4 異物が混入していないこと。 5 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	2 監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィックパネル及びミニグラフィックパネル) (3) 警報表示盤	据付状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
		外観状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(4) 大型表示装置 (5) 監視操作端末装置	据付外観	1 (1) データ処理装置に準ずる。

判 定 の 方 法	摘 要
据付状態を目視、スケール、水平器（水準器）等により確認する。	時計装置は壁掛形に適用し、タイムサーバなどラック実装品は除く。
外観状態を目視により確認する。	
据付状態を目視、スケール、水平器（水準器）、下げ振り等により確認する。	
外観状態を目視により確認する。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)	3 情報伝送 設備	据付外観	
	(1) テレメータ及びテレメータ・テレコントロール装置 (TM及びTM・TC装置)	据付状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(2) 入出力中継装置	外観状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(3) 機側伝送装置		
	(4) 対孫局中継装置		
	(5) 孫局装置		
	4 雨水テレメータ及び放流警報設備 (河川管理用)	据付外観	
	(1) 雨水テレメータ装置 (テレメータ監視局装置及びテレメータ観測局装置)	据付状態	3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
	(2) 放流警報装置 (放流警報制御監視局装置及び警報局装置)	外観状態	3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
	(3) サイレン装置 (サイレン制御盤及びサイレン)		
	(4) 拡声装置 (音声増幅器及びホーンスピーカ)		

判 定 の 方 法	摘 要
TM・TC 装置などに無線装置、データ転送装置、設定値制御装置、スイッチングハブ、ルータ、メディアコンバータを実装した場合は、実装された装置で確認する。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
雨水テレメータ装置、放流警報装置に無線装置を実装した場合は、実装された装置で確認する。	
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。	
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)	(5) 集音マイク		
	(6) 回転灯		
	5 無線設備	据付状態	承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付られていること。
	(1) 移動無線装置	外観状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(2) 無線中継装置	据付状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
		外観状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(3) 空中線装置	据付状態	承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置(高さ、方向)に据付られていること。
		外観状態	1 変形、損傷していないこと。 2 配線接続部に断線、接触不良、接続外れが生じていないこと。
	6 CCTV 設備	据付状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(1) CCTV 装置	外観状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(2) カメラ制御装置		
	(3) カメラ装置		
	7 電源設備	据付状態	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施する。
	(1) UPS 電源装置 (汎用品)	外観状態	
	(2) 耐雷トランス	据付状態	7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。
		外観状態	7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。
		配線状態	原則として一次側電源線と二次側電源線は離して配線する。
	(3) 直流電源装置 [DC12V 及び 24V]	据付状態	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施する。
		外観状態	
	(4) 太陽電池電源装置	据付状態	7 (2) 耐雷トランスに準ずる。
		外観状態	7 (2) 耐雷トランスに準ずる。

判 定 の 方 法	摘 要
据付状態を目視、スケールにより確認する。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。	
外観状態を目視で確認する。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。	
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。	
入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。	
7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	
7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (据付)	8 計測設備 (1) フロート 式水位計 (ボテンコ式)	据付状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(2) フロート 式水位計 (シノコ式) (3) フロート 式水位計 (デジタル式) (4) フロート 式水位計 (水研62型) (5) 圧力式水 位計 (半導体式) (6) 圧力式水 位計 (セラミック式) (7) 圧力式水 位計 (差動トランス式) (8) 圧力式水 位計 (水晶式) (9) 超音波式 水位計 (10) 電波式水 位計 (11) 電磁式流 量計 (12) 超音波式 流量計 (管路用) (13) 超音波式 流量計 (開渠用) (14) 圧力計 (15) 雨量及び 雨雪量計	外観状態	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。

判 定 の 方 法	摘 要
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	

第2節 品質管理

1 機器及び部品管理

水管理制御システムに用いる機器・部品等の試験方法は次のとおりとする。

機 器 名	規 格	適 用 基 準	判 定 基 準
FA パソコン			構成品確認、外観確認、動作試験など製造者の標準試験項目 また、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、信頼性試験も成績書で証明してもらいたい。
PLC			外観確認、機能試験など製造者の標準試験項目 なお、電源ユニットは絶縁抵抗試験、耐電圧試験も項目とする。
時計装置			外観確認、電気的特性試験、性能試験など製造者の標準試験項目
設定値制御装置			性能試験など製造者の標準試験項目
その他の機器			製造者の標準試験項目

(参 考) 規 格 値	適 用 基 準	摘 要
製造者の試験結果に基づく試験成績書等で確認する。 なお、汎用品等で当該機器の試験成績書の発行を受けれない場合は、受注者の品質試験で対応することとする。		

2 塗装管理

水管理制御システムで製作する機器（装置）の塗装管理は次のとおりとする。

なお、汎用品に類する機器（装置）は製造者の塗装管理による。

機器（装置）名	項 目	判 定 基 準	判 定 の 方 法
1 情報処理設備 (1) 入出力処理装置	外 観	塗むら、ふくれ等がなく 承諾図書に示す塗装色と 一致していること。	塗むら、ふくれ等がなく承諾図書に示す 塗装色と一致していることを目視、色見 本により確認する。
2 監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤（グラフ ィクパネル及び ミニグラフィク パネル） (3) 警報表示盤	膜 厚	承諾図書に示す塗装膜厚 以上であること。	盤の外面、内面の前面・背面・側面・天 井面、底面の塗装膜厚を膜厚計で測定 し、承諾図書に示す塗装膜厚以上である ことを確認する。
3 情報伝送設備 (1) テレメータ及び テレメータ・テレ コントロール装置 (TM 及び TM・TC 装 置) (2) 入出力中継装置 (3) 機側伝送装置 (4) 対孫局中継装置 (5) 孫局装置			
4 雨水テレメータ 及び放流警報設備 (1) テレメータ監 視局装置 (2) テレメータ観 測局装置 (3) 放流警報制御 監視局装置 (4) 警報局装置 (5) サイレン制御盤			
5 無線設備 (1) 無線中継装置			
6 CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) カメラ制御装置			
7 電源設備 (1) 直流電源装置			

（注）塗装管理をする機器（装置）は代表的なものを記載しているため、本表に記載がないものは類似品から判断するものとする。また、汎用品に類する機器（装置）も同様とする。

3 機能管理

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作)	1 情報処理設備	電氣的特性試験	
	(1) データ処理装置	ア 電源電圧変動試験	定格電圧の±10%で正常に動作すること。
	(2) 表示記録端末装置	イ 消費電流測定	承諾図書に示された定格値以下であること。
	(3) サーバ装置	単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された仕様で正常に動作すること。
	(4) 補助記憶装置	電氣的特性試験	
		電源電圧変動試験	定格電圧の±10%で正常に動作すること。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示されたデータの書き込み・読出しが正常に行えること。
	(5) 入出力処理装置	電氣的特性試験	
		ア 絶縁抵抗試験	測定値が10MΩ以上であること。
		イ 電源電圧変動試験	定格電圧の±10%で正常に動作すること。
		ウ 消費電流測定	承諾図書に示された定格値以下であること。
		エ 耐電圧試験	JEM1460 による。(印加部分に試験電圧を1分間印加しても異常がないこと。)
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された装置間でデータの入出力が行えること。
	(6) プリンタ	電氣的特性試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された仕様で正常に印字すること。
	(7) 時計装置	電氣的特性試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
		単体試験	

判 定 の 方 法	摘 要
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	[確認における共通事項] 1 機器(装置)の確認及び試験は、全数実施するものとする。 2 機器の確認項目は、標準的な構造のものを対象に設定しているので、確認できない項目がある場合は別途協議するものとする。 ※単体試験とは装置単体で行う試験である。
定常状態において消費電流を測定する。	
装置を起動し、機器仕様と動作状態を確認する。また、装置の停止操作を行いシャットダウンできることを確認する。(ソフトウェア機能確認は総合組合せ試験)	
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	
データ処理装置と組合せて書き込み・読出し動作を確認する。	
筐体と電源端子間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計で確認する。	
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	
定常状態において消費電流を測定する。	
電源回路と大地間の絶縁耐力を確認する。	
TM・TC 親局装置・データ処理装置・操作卓・監視盤等とのデータ入出力処理、雨水 TM 装置・放流警報装置・時計装置からのデータ入力処理、監視盤・警報盤へのデータ出力処理を確認する。(情報処理設備、監視操作設備との機能組合せ試験)	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。(データ処理装置等との組合せ)	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)		機能試験	承諾図書に示された時刻修正、時刻精度、停電補償が行えること。
	2 監視操作 設備 (1) 操作卓	電気的特性試験	1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された操作・制御、表示、異常処理が行えること。
	(2) 監視盤 (グラフィックパネル及びミニグラフィックパネル)	電気的特性試験	1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された表示が行えること。
	(3) 大型表示 装置	電気的特性試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された表示が行えること。
	(4) 警報表示 盤	電気的特性試験	1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された表示、異常警報が行えること。
	(5) 監視操作 端末装置	電気的特性試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
	3 情報伝送 設備 (1) テレメータ及びテレメータ・テレコントロール装置 (TM及びTM・TC装置)	電気的特性試験 (絶縁抵抗試験、電源電圧変動試験、消費電流測定及び耐電圧試験)	1 (5) 入出力処理装置に準ずる。

判 定 の 方 法	摘 要
製造者の試験成績書により時刻修正、時刻精度、停電補償を確認する。	
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により操作卓の操作・制御、表示、異常処理などの機能を確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)	
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。 (大型表示装置を制御する装置と組合せ、疑似データで表示を確認)	
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作)		テレメータ精度試験	承諾図書に示された規格値以内であること。
		レベル試験	承諾図書に示された規格値以内であること。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(2) データ転送装置	電気的特性試験	3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書で示された信号のデータ転送が行えること。
	(3) 入出力中継装置	電気的特性試験	3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行えること。
	(4) 機側伝送装置	電気的特性試験	1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された信号のデータ伝送が行えること。
	(5) 対孫局中継装置	電気的特性試験	3 (3) 入出力中継装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行えること。
	(6) 孫局装置	電気的特性試験	3 (3) 入出力中継装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行えること。
	(7) 設定値制御装置	単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された設定値制御が行えること。

判 定 の 方 法	摘 要
アナログの入出力 A/D 変換値と直線性を測定し、規格値以内であることを確認する。	
送信レベル及び受信レベルが規格値を確保できることを確認する。	
TM・TC 親局装置と TM・TC 子局装置間で局呼出、操作・制御、監視、外部出力、通信異常などを管理項目表で確認する。(情報伝送設備としてシステムを構成する装置の組合せ試験)	
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。 なお、絶縁抵抗試験、耐電圧試験及びテレメータ精度試験は除く。	
他装置からの入出力データを通信相手のデータ転送装置とデータ転送が行われることを確認する。	
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。 なお、テレメータ精度試験及びレベル試験は除く。	
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を TM 子局装置、TC 子局装置から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤、設定値制御装置に中継(受渡し)できることを確認する。	
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を入出力処理装置、入出力処理装置から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤にデータ伝送できることを確認する。	
3 (3) 入出力中継装置に準ずる。	
孫局装置から入力された状態信号・計測信号を TM 子局装置、TC 子局装置から出力された操作信号・設定値信号を孫局装置に中継(受渡し)できることを確認する。	
3 (3) 入出力中継装置に準ずる。	
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を対孫局中継装置、対孫局中継装置から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤、設定値制御装置に中継(受渡し)できることを確認する。	
模擬データを入力して設定値制御が適正に行われることを確認する。 模擬データは制御対象の計測信号と同一のものとする。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作)	(8) スイッチングハブ	単体試験	
	(9) ルータ	機能試験	承諾図書に示されたネットワーク通信が行えること。
	(10) メディアコンバータ	単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された光通信が行えること。
	4 雨水テレメータ及び放流警報設備 (河川管理用)	電氣的特性試験	3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
		単体試験	
	(1) 雨水テレメータ装置 ア テレメータ監視局装置 イ テレメータ観測局装置	機能試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(2) 放流警報装置 ア 放流警報制御監視局装置 イ 警報局装置	電氣的特性試験	4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) サイレン装置 サイレン制御盤	電氣的特性試験	4 (2) 放流警報装置に準ずる。
		単体試験	
		動作試験	承諾図書に示す警報局でのサイレン制御が行えること。
	サイレン	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(4) 拡声装置 音声増幅器	電氣的特性試験	4 (2) 放流警報装置に準ずる。
		単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	ホーンスピーカ	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(5) 集音マイク	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。

判 定 の 方 法	摘 要
機能組合せ試験により確認する。	
機能組合せ試験により確認する。	
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。 なお、テレメータ精度試験及びレベル試験を除き、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を追加する。	
監視制御装置から観測装置を呼出し、データ収集、印字、操作・表示、外部出力機能を確認する。 (テレメータ観測システムを構成する装置の組合せ試験)	
4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を除く。	
制御監視局装置で監視局装置の警報制御・監視機能を確認する。また、警報局装置の手動による警報制御・監視機能も確認する。 (放流警報システムを構成する装置の組合せ試験)	
4 (2) 放流警報装置に準ずる。 なお、消費電流測定は除く。	
警報局装置からの制御又は制御盤での操作によるサイレン動作、制御盤でのサイレン動作の表示及び保護、警報局装置へのサイレン状態の出力を確認する。 製造者の試験成績書により外観構造、電氣的特性、性能を確認する。	
4 (2) 放流警報装置に準ずる。	
製造者の試験成績書により出力、周波数特性、信号対雑音比、操作・表示機能を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電氣的特性、性能を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電氣的特性、性能を確認する。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準	
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	(6) 回転灯	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	5 無線設備 (1) 無線装置	電気的特性試験		1 (1) データ処理装置に準ずる。
		単体試験		
		送信特性試験	ア 送信出力 $\pm 10\%$ イ 送信周波数 設計図書で指定された周波数 ウ 周波数許容偏差 70MHz $\pm 5 \times 10^{-6}$ 以内 400MHz $\pm 3 \times 10^{-6}$ 以内 エ 最大周波数偏移 70MHz ± 5 kHz 以内 400MHz ± 2.5 kHz 以内 オ スプリアス発射強度 70MHz 1 mW 以下、かつ基本波の平均電力より 60dB 低い値 400MHz 2.5 μ W 以下、ただし、1 W の場合は 25 μ W 以下とする。	規格値の範囲内であること。 なお、その他の項目は製造者の規格値の範囲内であること。
		受信特性試験		製造者の規格値の範囲内であること。
		単体試験		
	(2) 移動無線装置	送信特性試験	ア 送信出力 $+20\% \sim -50\%$ イ 送信周波数 設計図書で指定された周波数 ウ 周波数許容偏差 150MHz $\pm 10 \times 10^{-6}$ 以内 エ 最大周波数偏移 ± 5 kHz 以内 オ スプリアス発射強度 1 mW 以下かつスプリアス比 80dB 以下	規格値の範囲内であること。 なお、その他の項目は製造者の規格値の範囲内であること。
		受信特性試験		製造者の規格値の範囲内であること。

判 定 の 方 法	摘 要
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ア 送信出力 イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差 エ 最大周波数偏移 オ スプリアス発射強度 カ 標準変調入力レベル キ 送信機入力レベル	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ア 局部発振周波数許容偏差 イ 受信感度 ウ スケルチ感度 エ スプリアス感度 オ 受信入力電圧、S/N 比 カ 受信機出力レベル	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ア 送信出力 イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差 エ 最大周波数偏移 オ スプリアス発射強度	
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。 ア 局部発振周波数許容偏差 イ 受信感度 ウ スプリアス感度	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム（製作）	(3) 無線中継装置	電気的特性試験	4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
		単体試験	
		機能試験	承諾図書に示された仕様が満足していること。
	(4) 空中線装置	構造及び性能	承諾図書に示された仕様が満足していること。
	6 CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) 操作器	電気的特性試験	4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
		単体試験	
		映像分配部及び文字発生部 映像出力レベル	VBS1.0V (p-p) ±10%/75Ω
		文字内容	承諾図書に示された文字が画面上に表示されること。
		制御部・操作器 動作試験	承諾図書に示された動作が行えること。
		モニタ (LCD) 映像	モニタにカメラ映像が正常に表示されること。
		機能試験	承諾図書に示された仕様が満足していること。
	(3) カメラ制御装置	電気的特性試験	6 (1) CCTV 装置に準ずる。
		単体試験	
		光送信部	承諾図書に示された規格値以内であること。
		カメラ制御部 ローカル動作	承諾図書に示された動作が行えること。
		遠隔操作	承諾図書に示された動作が行えること。
	(4) カメラ装置	電気的特性試験	6 (1) CCTV 装置に準ずる。
		単体試験	

判 定 の 方 法	摘 要
4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を除く。	
監視制御局から中継装置に中継起動/停止、送信機の手動・自動切換、状態監視を確認する。（テレメータ観測システム又は放流警報システムと組合せ試験） 製造者の試験成績書により外観構造、指定周波数、空中線利得、インピーダンス、空中線指向特性、定在波比を確認する。	
4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号（パルス、デジタルなど）入力確認を除く。また、操作器も除く。	
映像入力信号に対し映像出力信号が許容範囲内にあることを測定器にて確認する。	
画面上に表示される文字に異常がないことを確認する。	
操作器のブラウザ画面又は操作パネルからのカメラ選択・制御操作を確認する。	
カメラ選択・制御操作を行い、モニタでカメラ映像を確認する。	
CCTV 設備を構成する機器を組合せて、システムとしてカメラ選択、ズーム（望遠/広角）、フォーカス（遠/近）、アイリス動作、ワイパー操作、旋回操作、プリセット操作、投光器制御、集音の動作を確認する。	
6 (1) CCTV 装置に準ずる。	
光パワーメータで光受信レベルを測定し確認する。	
操作パネルよりカメラ操作を行い確認する。	
CCTV 制御装置操作部よりカメラ操作を行い確認する。	
6 (1) CCTV 装置に準ずる。 なお、ア 絶縁抵抗試験、エ 耐電圧試験は除く。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作)	カメラ (定格、水平解像度、映像出力レベル及び最低被写体照度) 旋回装置 (旋回角度、旋回速度、プリセット制御機能、フォーカス調整及びレンズ部)		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	7 電源設備 (1) UPS 電源装置 (汎用品)	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(2) 耐雷トランス	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) 直流電源装置 [DC12 及び 24V]	単体試験	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3 直流電源装置に基づき実施する。
	(4) 太陽電池電源装置	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(5) 蓄電池	単体試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	8 計測設備 (1) フロート式水位計 (浮子式)	機構動作試験	ブーリ及び指示・記録部等の機構動作がスムーズであること。
		電気的特性試験	
	(2) フロート式水位計 (シロ式)	絶縁抵抗試験	測定値が3MΩ以上であること。
		電源電圧変動試験	定格電圧の±10%で正常に動作すること。
	(3) フロート式水位計 (ゲジカ式)	消費電流測定	承諾図書に示された定格値以下であること。
	(4) フロート式水位計 (水研62型)	単体試験	
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。

判 定 の 方 法	摘 要
カメラ、レンズ（電動ズーム）、カメラケース及び旋回装置にかかる次の項目について、製造者の試験成績書により確認する。 ア カメラの方式、撮像方式、解像度、映像出力レベル及び最低被写体照度 イ ズーム（望遠/広角）、フォーカス（遠/近）及びアイリス動作 ウ ワイパ動作、ヒータ動作及びデフロスタ動作 エ 旋回角度、旋回速度及びプリセット動作	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、動作を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性を確認する。	
リップル含有率、雑音電圧を確認項目に含めるものとする。	
製造者の試験成績書により寸法、外観、電気的特性を確認する。	
製造者の試験成績書により構造、寸法、外観、開放電圧、容量試験を確認する。	
ブーリ、指示・記録部等の機構動作を確認する。	計測機器の確認は、製造者の試験成績書によることができる。 DC 電源の装置については製造者の規格電圧範囲で正常に動作すること。
筐体と電源端子間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計で確認する。	
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	
定常状態において消費電流を確認する。	
ブーリの回転で与えられる入力に対する出力精度を確認する。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	警報動作試験		入力値が設定した上下限値に達したとき正しく動作すること。
	(5) 圧力式水位計 (半導体式)	電気的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
	(6) 圧力式水位計 (セラミック式)	単体試験	
	(7) 圧力式水位計 (差動式)	精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(8) 圧力式水位計 (水晶式)		
	(9) 超音波式水位計	電気的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
		単体試験	
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(10) 電波式水位計	電気的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
		単体試験	
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(11) 電磁式流量計	電気的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
		耐圧試験	製造者基準による。
		単体試験	
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(12) 超音波式流量計 (管路用)	電気的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
	(13) 超音波式流量計 (開渠用)	単体試験	
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(14) 圧力計	電気的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
		耐圧試験	製造者基準による。

判 定 の 方 法	摘 要
警報動作を確認する。 (警報接点付の場合)	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。	
入力（検出器圧力）の変化に対する出力精度を確認する。	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。	
擬似入力（反射板等）に対する出力精度を確認する。	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。	
擬似入力（反射板等）に対する出力精度を確認する。	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。	
所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。	
試験流量に対する出力精度を確認する。	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。	
試験流量に対する出力精度を確認する。	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。	
所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (製作)		単体試験	
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(15) 雨量・雨雪量計	機構動作試験	転倒枅が水滴入力に対してスムーズに転倒すること。
		電氣的特性試験	8 (1) フロート式水位計に準ずる。
		単体試験	
		ヒータ動作	設定温度でヒータが動作すること。
		精度試験	承諾図書に示された測定精度以内であること。
		気象庁検定品の確認	気象業務法に基づく検定証書が添付されていること。
	9 総合組合せ試験	総合組合せ試験	承諾図書に示されたシステム機能仕様を満足していること。

判 定 の 方 法	摘 要
入力圧に対する出力精度を確認する。	
転倒枅の機構動作を確認する。	
8 (1) フロート式水位計に準ずる。 なお、電源電圧変動試験は除く。(雨雪量計の場合)	
設定温度でサーモスタットがオンとなりヒータが動作すること。 (雨雪量計の場合)	
雨量点滴入力に対する出力精度を確認する。	
気象業務法に基づく基準に適合していることを検定証書で確認する。	
水管理制御システムを構成する機器を組合せて、システムとして管理項目表に示す入出力処理、演算処理、制御処理、状態監視・警報処理、記録処理、表示処理(画面・操作卓等)、異常処理(装置・システム異常、停電復電処理)などが行えることを確認することにより、システムの操作・制御、監視、記録、表示、異常処理などの動作を確認する。	※総合組合せ試験 水管理制御システム全体を組合せてソフトウェア機能の確認を含めて行う試験。

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (据付)	1 情報処理設備	単体試験	
	(1) データ処理装置	電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
	(2) 表示記録端末装置		
	(3) サーバ装置		
	(4) 入出力処理装置		
	(5) プリンタ		
	(6) 時計装置		
	2 監視操作設備	単体試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
	(1) 操作卓		
	(2) 監視盤 (グラフィックパネル及びミニグラフィックパネル)		
	(3) 大型表示装置	単体試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
	(4) 警報表示盤		
	(5) 監視操作端末装置	単体試験	
	3 情報伝送設備	単体試験	
	(1) テレメータ及びテレメータ・テレコントロール装置 (TM及びTM・TC装置)	電源電圧測定 回線レベル試験	定格電圧の±10%であること。 伝送回線のレベルは承諾図書に示された規格値以内であること。
	(2) 入出力中継装置		
	(3) 機側伝送装置		
	(4) 対孫局中継装置		
	(5) 孫局装置		

判 定 の 方 法	摘 要
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
レベルメータ等を使用し、送信、受信レベルの測定を行い確認する。 なお、TM、TM・TC装置、データ転送装置等を対象とする。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (据付)	4 雨水テレメータ及び放流警報設備 (河川管理用)	単体試験	
		電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
	(1) 雨水テレメータ装置 ア テレメータ監視局装置 イ テレメータ観測局装置	組合せ試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(2) 放流警報装置 ア 放流警報制御監視局装置 イ 警報局装置	単体試験	
		電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
	(3) サイレン装置 ア サイレン制御盤 イ サイレン	組合せ試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(4) 拡声装置 ア ホーン イ スピーカ イ 集音マイク		
	(6) 回転灯		
	5 無線設備 (1) 無線装置	単体試験	
		送信特性試験 受信特性試験	ア 送信出力 ±10% イ 送信周波数 ウ 承諾図書で指定された周波数 周波数許容偏差 70MHz ±5×10⁻⁶以内 400MHz ±3×10⁻⁶以内 エ スプリアス発射強度 70MHz 1mW 以下、かつ基本波の平均電力より 60dB 低い値 規格値の範囲内であること。 なお、その他の項目は製造者の規格値の範囲内であること。

判 定 の 方 法	摘 要
電源端子部の電圧を測定し確認する。 なお、テレメータ監視局装置、テレメータ観測局装置を対象とする。	
テレメータ観測システムを構成するすべての装置を組合せて、呼出し、データ収集、印字、操作・表示、外部出力、通話機能などテレメータ観測システムの動作を確認する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。 なお、放流警報制御監視局装置、警報局装置、サイレン制御盤を対象とする。	
放流警報システムを構成するすべての装置を組合せて、呼出し、警報制御・監視、印字、操作・表示、外部出力、通話機能など放流警報システムの動作を確認する。	
試験成績書により次に項目の試験結果を確認する。 ア 送信出力 イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差 エ スプリアス発射強度 オ 最大周波数偏移 カ 標準変調入力レベル キ 局部発振周波数許容偏差 ク 送信機入力レベル ケ 受信機出力レベル コ 受信入力電圧 (S/N 比)	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)		400MHz 2.5μW 以下、ただし、1W の 場合は25μW 以下とする。 オ 最大周波数偏移 70MHz ± 5kHz 以内 400MHz ±2.5kHz 以内	
	通話試験		対向で音声が明瞭に通話できること。
	(2) 移動無線 装置	単体試験	
		送信特性試験及び受信 特性試験 ア 送信出力 +20%～-50% イ 送信周波数 承諾図書で指定された周波数 ウ 周波数許容偏差 150MHz ±10×10 ⁻⁶ 以内 エ スプリアス発射強度 1mW 以下かつスプリアス比 80dB 以下 オ 最大周波数偏移 ± 5kHz 以内	規格値の範囲内である こと。 なお、その他の項目は 製造者の規格値の範囲 内であること。
	通話試験		対向で音声が明瞭に通話できること。
	(3) 無線中継 装置	単体試験	
		電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
		組合せ試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	6 CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) 操作器 (3) カメラ制御装置 (4) カメラ装置	単体試験	1 (1) データ処理装置に準ずる。
		組合せ試験	承諾図書に示された仕様を満足していること。
	7 電源設備 (1) UPS 電源装置 (汎用品)	単体試験	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 2 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施する。
	(2) 耐雷トランス	単体試験	
		電圧測定	承諾図書に示された仕様であること。
	(3) 直流電源装置 [DC12 及び 24V]	単体試験	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 2 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施する。

判 定 の 方 法	摘 要
親局と子局（対向局）での通話状態を確認する。	
試験成績書により次に項目の試験結果を確認する。 ア 送信出力 イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差 エ 最大周波数偏移 オ スプリアス発射強度	
基地局と移動局間又は移動局間（対向局）での通話状態を確認する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
テレメータ観測システム又は放流警報システムと組合せ中継起動/停止、送信機の手動・自動 切換、状態監視など総合動作を確認する。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
CCTV 設備を構成するすべての機器を組合せて、システムとしてカメラ選択、ズーム（望遠/広 角）、フォーカス（遠/近）、アイリス動作、ワイパー操作、旋回操作、プリセット操作、投光 器制御、集音の動作を確認する。	
耐雷トランスの一次側、二次側の端子部の電圧を測定し確認する。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)	(4) 太陽電池 電源装置	電気的特性試験	
		電圧測定	承諾図書に示された仕様であること。
		電流測定	承諾図書に示された仕様であること。
	8 計測設備	単体試験	
	(1) フロート 式水位計 (ボテン式)	電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
	(2) フロート 式水位計 (シコ式)	調整試験	ゼロ点に調整されていること。又は測定値が現在 水位値に合致していること。
	(3) フロート 式水位計 (ゲジ式)		
	(4) フロート 式水位計 (体研2型)		
	(5) 圧力式水 位計 (半導体式)		
	(6) 圧力式水 位計 (セミック式)		
	(7) 圧力式水 位計 (差動トランス式)		
	(8) 圧力式水 位計 (水晶式)		
	(9) 超音波式 水位計		
	(10) 電波式水 位計		
	(11) 電磁式流 量計	単体試験	
	(12) 超音波式 流量計 (管路用)	電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
	(13) 超音波式 流量計 (開渠用)	調整試験	ゼロ点に調整されていること。又は測定値に対す る信号出力が適正に出力されていること。

判 定 の 方 法	摘 要
出力電圧を測定する。	
出力電流を測定する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
調整した結果を量水標等により確認する。	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
流れが無い時にゼロ点調整を確認する。 なお、流れをゼロにできない場合は、測定値に対する信号出力で確認する。	

機 器 名	項 目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (据付)	(14) 圧力計	単体試験	
		電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
		調整試験	ゼロ点に調整されていること。
	(15) 雨量・雨雪量計	単体試験	
		ヒータ動作	設定温度でヒータが動作すること。
		電源電圧測定	定格電圧の±10%であること。
		調整試験	一定量の水を入れて転倒枡が1mm又は0.5mmカウントすること。 転倒枡の動作により接点信号が出力されること。
	9 試 験 (1) 一般試験	絶縁抵抗測定	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4 試験に準ずる。
		接地抵抗測定	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4 試験に準ずる。
	(2) 総合組合せ試験	総合組合せ試験	承諾図書に示されたシステム機能仕様を満足していること。
	(3) 総合試運転	総合試運転	総合組合せ試験後、親局設備より手動、設定値、自動制御等の遠隔、遠方操作又は各種設定値条件を入力し、子局設備の動作が正常であること。

判 定 の 方 法	摘 要
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
圧力が無い時にゼロ点調整を確認する。	
設定温度でサーモスタットがオンとなりヒータが動作すること。 (雨雪量計の場合)	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	
転倒枡が正常に動作することを確認する。	
施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4 試験に準ずる。 電源及び現地施工の入出力ケーブルの絶縁抵抗を測定する。 ただし、装置間ケーブルは除く。	
接地種別ごとの接地抵抗値を測定する。	
水管理制御システムを構成するすべての機器を組合せて、システムとして管理項目表に示す入出力処理、演算処理、制御処理、状態監視・警報処理、記録処理、表示処理(画面・操作卓等)、異常処理(装置・システム異常、停電・復電処理)などが行えることを確認することにより、システムの操作・制御、監視、記録、表示、異常処理などの動作を確認する。	
子局設備の動作が正常であることを確認する。	
	※総合組合せ試験 水管理制御システム全体を組合せてソフトウェア機能の確認を含めて行う試験。 ※総合試運転 水管理制御システムと管理対象施設を含めて行う動作確認試験。